

令和3年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和3年6月28日(月)

議事日程(第5号)

令和3年6月28日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第30号ないし議案第37号
請願第1号
- 日程第 2 議案第38号 令和3年度常陸太田市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 3 議員提案第1号 常陸太田市議会会議規則の一部改正について
- 追加日程 議員提案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第38号(提案理由説明・質疑・採決)
- 日程第 3 議員提案第1号(提案理由説明・採決)
- 追加日程 議員提案第2号(提案理由説明・採決)

出席議員

14番	川又照雄	議長	5番	藤田謙二	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
6番	深谷涉	議員	7番	平山晶邦	議員
8番	益子慎哉	議員	9番	菊池伸也	議員
10番	深谷秀峰	議員	11番	高星勝幸	議員
12番	成井小太郎	議員	13番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	石川八千代	教育長
加瀬智明	政策推進室理事兼 ワクチン接種推進室長	綿引誠二	総務部長
岡部光洋	企画部長	磯野初郎	市民生活部長
柴田道彰	保健福祉部長	根本勝則	農政部長

中野 亘	商工観光部長	古内 宏	建設部長
柴田 雅美	会計管理者	畠山 卓也	上下水道部長
大関 正幸	消防長	武藤 範幸	教育部長
榊 一行	農業委員会事務局長	岡田 和也	秘書課長
高木 道安	総務課長	江幡 治	監査委員

事務局職員出席者

笹川 雅之	事務局長	富田 弘明	次長兼議事係長
秋山 弘行	総務係長		

午前10時開議

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

○川又照雄議長 日程第1、委員長報告を行います。

議案第30号から議案第37号まで、並びに請願第1号、以上9件を一括議題とし、常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長、菊池伸也議員の報告を求めます。9番菊池伸也議員。

〔総務委員長 菊池伸也議員 登壇〕

○総務委員長（菊池伸也議員） 皆さん、おはようございます。総務委員長の菊池です。

令和3年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました工事請負契約1件、購入契約1件、委託契約1件、補正予算1件について、6月21日、市長、教育長をはじめ関係部課長の出席の下、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第34号常陸太田市立久米小学校校舎大規模改造工事請負契約については、委員より、工期に関する配慮と外部・内部改修工事に使用される塗料等について質疑があり、執行部より、工期については、学校の夏休み、冬休みを利用し集中的に大規模改修を行う予定であり、内部・外部の改修工事に使用される塗装については、外壁は耐候性が向上する防水性のある塗料で全面再塗装を行い、内部については、壁は耐久性に富む塗装で再塗装し、床は既存のフローリングブロックを研磨し、塗装を施すとの答弁でありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号高規格救急自動車購入契約については、委員より、購入される救急自動車に対しての感染症対策について質疑があり、執行部より、新型コロナウイルス対応臨時交付金を活用し、救急搬送時に車内のウイルス除去を行うことを目的に、オゾン発生装置を本市所有の5台の救急自動車に導入しており、今回更新予定の車両から新規車両に乘せ替え、南消防署に配備するとの答弁でありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号市道0139号線工事等委託契約については、委員より、市道0139号線工事等に係る委託費の内訳についての質疑があり、執行部より、委託費の内訳については、概算であるが、橋梁関係として、5号橋の下部工事が約1億円、2号跨道橋の下部工事が1億円、道路関係の道路改良工事として、高貫町が延長300メートルで1億5,000万円、亀作町が延長415メートルで1億9,000万円、猛禽類や水文調査等の環境調査業務委託として1億円であるとの答弁でありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)については、特に質疑、討論がなく、議案第37号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 次、文教民生委員長、高木将議員の報告を求めます。17番高木将議員。

[文教民生委員長 高木将議員 登壇]

○文教民生委員長(高木将議員) 令和3年第2回常陸太田市議会定例会において、文教民生委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条及び第143条の規定によりご報告いたします。

去る6月22日、本委員会に付託されました条例の一部改正3件については、市長、教育長をはじめ関係部課長の出席の下で、また請願1号については、委員会委員により委員会を開催いたしました。

初めに、議案第31号常陸太田市印鑑条例の一部改正については、委員より、令和3年7月1日からマイナンバーカードを利用した証明書窓口申請受付サービスを開始するということが、こういった証明書が取得できるのかとの質疑があり、執行部より、コンビニにおける交付機内蔵の基盤と同様の基盤を活用した機材を設置するので、コンビニにおける交付と同様に、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書の4種類が取得できるとの答弁がありました。

質疑終了後、委員より、国は9月からデジタル庁を新設し、マイナンバーカードの推進を図るということであるが、事務手続の効率化や利便性の向上、住民サービスとなる一方で、個人情報の漏えいのリスクが一層高まるおそれがあることから、今回の条例の一部改正については反対す

るとの発言があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号常陸太田市手数料条例の一部改正については、委員より、9月にデジタル庁が新設されるが、マイナンバーカードを再交付した場合、手数料は国が新たに取り扱うことになる。それによりJ-LIS——このJ-LISとは、地方公共団体情報システム機構の英文の略称であります。このJ-LISに対して国が人事権等を行行使できるようになり、実質的に国が監督する組織として強く関与していくこととなるため、今回の条例の一部改正については反対するとの発言があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正については、委員より、学校の存在というのは、その地域にとってとても大きなもので、統合により学校がなくなってしまうことにより、教育力、地域力、交流、触れ合いが薄れていき、地域がさま変わりしてしまうことも懸念される。また、子どもにとっても、今までの徒歩通学が統合によりバス通学となり、子どもの目線に立てば負担が大きくなるため、今回の条例の一部改正については反対するとの発言があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を国に提出することを求める請願については、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

市議会として提出する意見書の内容については、請願項目の5番目にある、社会保障に関わる国民負担軽減は別の論点となるので削除すべきといった意見や、その一方で、安心して医療を受けられることは、国民の命と健康を守ることであるため、社会保障に関わる国民負担軽減については必要であるとの意見もありましたが、請願項目の5番目は削除して提出することと決定いたしました。

以上が、文教民生委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 次、産業建設委員長、益子慎哉議員の報告を求めます。8番益子慎哉議員。

〔産業建設委員長 益子慎哉議員 登壇〕

○産業建設委員長（益子慎哉議員） 令和3年第2回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました条例の制定1件について、6月23日、市長をはじめ関係部課長の出席の下、委員会を開催しました。

議案第30号常陸太田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、委員より、第14条適用除外とはどのようなものを想定しているのか、またその具体例はどの質疑があり、執行部より、適用除外は例外の規定であり、想定外でやむを得ない場合に対応するために規定を設けている。基本的には公共施設的な建築物を想定している。例とすると、市街では

下水道ポンプ場や携帯電話基地局，防災倉庫があり，今回の東部地区では，業務施設地区内の太田警察署の署長公舎が該当するとの答弁でありました。

採決の結果，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が，産業建設委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願ひします。

○川又照雄議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

議案第31号，議案第32号，議案第33号，以上3件について討論の通告がありますので，発言を許します。18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は，議案第31号常陸太田市印鑑条例の一部改正について，議案第32号常陸太田市手数料条例の一部改正について，議案第33号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正についての3件に反対の立場から討論を行います。

議案第31号常陸太田市印鑑条例の一部改正についてです。

7月1日から，マイナンバーカードを利用して，本庁及び各支所において利用者操作端末機によって，印鑑証明，印鑑登録証明書の交付申請ができるようになる条例の一部改正です。

提案理由として，証明書等の取得に当たり，市民の利便性向上を図るためと，このようにありますが，マイナンバーカードの普及と利用拡大を目的とした一部改正であり，認められません。

マイナンバー制度そのものについては反対の立場でこれまでも述べておりますが，万全なセキュリティはなく，個人情報流出が起きる可能性は否定できません。また，端末の設置によって職員を減らすことにつながることはないよう，顔の見える，きめ細やかな行政サービスを求めます。

次に，議案第32号常陸太田市手数料条例の一部改正についてです。

国の法律の改正に伴って手数料条例の一部改正を行うもので，マイナンバーカードを再交付した場合，1件800円の手数料を新たに国が取り扱うこととなります。このことによって，国はマイナンバーカードを主体として，自治体の共同組織である地方公共団体情報システム機構，略称J-LISですが，このJ-LISに対して国が人事権を行使できるようになり，J-LISを実質的に国が監督する組織につくり変えようというものです。

9月に新設するデジタル庁は，国や自治体のデジタル化，マイナンバー制度，データ利活用を推し進める組織です。そこに強力な権限を持たせるための一つとしての手数料条例の一部改正には反対です。

次に、議案第33号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正についてです。

小学校の統廃合によって、2022年4月1日から常陸太田市立峰山小学校と常陸太田市立金砂郷小学校となる学校名と位置の改正ですが、私は学校の統廃合については基本的に反対です。

広い面積を有する本市では、少子化の影響で学校の統廃合が進み、子どもたちはバス通学を余儀なくされております。長い間、地域の拠点として存在してきた小学校が統廃合によってなくなることは、教育、文化、触れ合い、交流などを失ってしまう、地域の元気までも失ってしまいます。それほど学校の存在は大きく、そこに暮らす人たちにとっても大切な教育施設です。

本市の学校規模は、現在、小規模校、中規模校がほとんどです。したがって、1クラス30人から40人近いクラスの中にはありますけれども、学校の規模から見れば、ゆきとどいた教育ができる環境にあると言えます。

WHO世界保健機構は、学校は小さくなくてはならない、児童生徒100人を上回らない規模がよいとはっきり述べ、ヨーロッパをはじめ、主な国々では、100人を上回らない規模の小規模校が当たり前になっています。

世界基準から見れば、児童数が100人に満たない幸久小や西小沢小学校、郡戸小学校、そして100人に近い金砂郷小学校こそが適正規模と言えるのではないのでしょうか。適正規模の学校をWHOの基準、つまり教育的観点からすれば統合など必要ない、むしろ統合してはいけない規模の学校を無理に統合することは、行政効率性を優先して望ましくない教育環境に導くことになると、このように言われておりますし、私もそのように思います。

各地で、複式学級になると子どもたちの学力低下が避けられないかのような理由で学校統廃合を進められていますが、複式学級が学習意欲や学習効果を高めることは、海外で既に実証されていることです。学力世界一とされるフィンランドなどは、そのよい例です。国内の複式学級を有する学校でも、様々な創意工夫が行われております。

市民の声として、小規模学校、少人数学級のほうがゆきとどいた教育ができるのではないかと。統廃合で遠くなる通学の負担や安全はどうなるのか。地域の文化や防災の拠点としての小学校の役割をどう考えるのか。このような声に耳を傾け、学校の役割の大きさと存在の重みを改めて考えるときではないのでしょうか。

常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正については反対します。

以上3件について、反対の討論といたします。終わります。

○川又照雄議長 以上で討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号常陸太田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号については、原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第31号常陸太田市印鑑条例の一部改正については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第31号については、原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第32号常陸太田市手数料条例の一部改正については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第32号については、原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第33号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第33号については、原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号常陸太田市立久米小学校校舎大規模改造工事請負契約について、議案第35号高規格救急自動車購入契約について、議案第36号市道0139号線工事等委託契約について、議案第37号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、以上4件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第37号まで、以上4件については原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。請願第1号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を国に提出することを求める請願については、委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については、採択とすることに決しました。

日程第2 議案第38号

○川又照雄議長 次、日程第2、議案第38号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

[綿引誠二総務部長 登壇]

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の令和3年第2回常陸太田市議会定例会追加議案をご覧ください。

表紙を1枚おめくり願います。

議案第38号は、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算(第3号)でございます。

今回の補正でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活保護に準ずる水準の困窮世帯を支援するため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することについて、今月11日付けで厚生労働省において決定されましたことに伴い、迅速に対応することが求められますので、これらに係る予算を補正するものでございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,014万1,000円を追加し、総額を249億5,382万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款2項2目民生費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算の財源として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費及び事務費、合わせまして2,014万1,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

3款1項1目社会福祉総務費3節職員手当から11節役務費につきましては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の事務費といたしまして、合わせまして70万1,000円を追加するものでございます。

18節負担金補助及び交付金の補正につきましては、支援金として1,944万円を追加するものでございます。なお、本事業の内容でございますが、別途資料をご用意いたしましたのでご覧ください。お手元に配付いたしましたA4横長の資料「令和3年第2回市議会定例会議案第38号資料一般会計補正予算(第3号)概要」でございます。

表の右側、事業内容欄をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活保護に準ずる水準の困窮世帯を支援するため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものでございます。

1の支給対象者は、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けが利用限度額に達したなどにより利用ができない方で、さらに、以下の(1)から(3)の要件を満たす方でございます。

(1)の収入要件は、世帯の月額収入が、次の①と②の合算額を超えないことで、①は、住民税均等割非課税額の12分の1、②は、生活保護の住宅扶助基準額でございます。なお、①と②の合算額は、単身世帯が11万2,000円、2人世帯が15万6,000円、3人世帯が18万4,000円でございます。(2)の資産要件は、世帯の預貯金が収入要件①の6倍以下、ただし100万円以下であること。(3)の求職等要件は、次の①と②のいずれかの要件を満たすことで、①は、ハローワークに求職の申込みをし、求職活動を行うこと。②は、就労による自立が困難であり、本給付を受けても生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うことでございます。

2の1月当たりの支給額及び見込み世帯数は、単身世帯が6万円28世帯、2人世帯が8万円20世帯、3人以上世帯が10万円32世帯でございます。

3の申請受付開始時期は、7月1日以降速やかに開始し、8月末まで受け付けるものとしたしまして、4の支給期間は、3か月でございます。

追加議案に係る説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

[18番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○18番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。

ただいま追加議案としてご説明がありました、6月11日に厚労省が決定した生活困窮者自立支援金の支給について、今議会の議案として間に合うように準備されたということで、議案第38号ですが、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、生活困窮に至る家庭が少なくありません。そこで、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金1,944万円の支援金について、議案書7ページ、3款1項1目18節になりますが、ここで3点伺います。

1点目は、支給の対象となる世帯はということで通告してありました。先ほどの添付資料ですけども、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けが利用限度額に達した等により利用ができない方で、さらに、以下の収入要件、資産要件、求職等要件を満たす方ということになっておりますが、この支給の対象となる世帯を、さらに具体的に伺いたいと思います。

2点目は、市の社会福祉協議会が県社協より委託されて受付の窓口になっております特例貸付けの再貸付けの件数ですけれども、それについて伺いたいと思います。また、お分かりになれば、その他の貸付け件数についても伺いたいと思います。

3点目ですけれども、これについては、通告しておきましたのは、自立支援金を受け取ってもその後生活困窮の状態であれば、最終的に生活保護受給者となり得るのかということで質疑をしておりますけれども、この求職等要件の②を見ますと、就労による自立が困難であり本給付を受けても生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うということでもありますので、この点については、説明は結構です。

以上、①、②の2点について伺います。

○川又照雄議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 議案第38号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）予算書7ページ、3款1項1目18節新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金1,944万円についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々に対しましては、社会福祉協議会による緊急小口資金並びに生活総合支援資金の特例貸付けにより支援を行ってきたところでありますが、このたびの自立支援金は、この緊急小口資金等の特例貸付けをこれまで利用された世帯であって、総合支援資金の再貸付けが既に終了しているなどの理由から、これ以上利用できないという世帯の生活再建に対する支援として支給するものでございます。

具体的に再貸付けに係る要件は3項目ございまして、いずれかに該当することとされており、1つ目として、緊急小口資金等の特例貸付けにおける総合支援資金の再貸付けを借り終わった世帯並びに申請の月までに借り終える世帯。2つ目として、再貸付けの申請をしたが不承認となった世帯。3つ目として、再貸付けの相談等を行ったものの申請に至らなかった世帯となっております。

また、社会福祉協議会で実施している特例貸付けには、緊急小口資金のほかに、総合支援資金については段階的に、初回貸付け、延長貸付け、再貸付けがございまして、それら特例貸付けの合計額が単身世帯で155万円、2人以上の世帯で200万円の限度額に達した場合や、達してなくても再貸付けを利用しているなどの各種要件を満たしていれば対象となり、さらに、住宅確保給付金や、子育て世帯生活支援特別給付金の受給者であっても、本支援金の支給要件を満たす場合は受け取ることができるとされております。なお、先ほど議案説明の中で申し上げましたとおり、再貸付けの要件以外に、収入、資産、求職活動等の要件がございまして。

次に、総合支援資金の再貸付けの件数でございますが、社会福祉協議会に確認しましたところ、5月末日現在40件となっております。

その他の特例貸付けの件数でございますが、緊急小口資金の特例貸付けが187件、総合支援資金の特例貸付けの初回分が161件、同じく延長分が50件となっております。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） ありがとうございます。就労により自立が困難であり、本給付を

受けてもなお生活の維持が困難だと見込まれる場合には、生活保護の申請ができるということで、それについては、やはり速やかに適切な相談に乗っていただいで進めてほしいと、このことをお願い申し上げます、質疑を終わります。

○川又照雄議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第38号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第38号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第38号については、原案可決することに決しました。

日程第3 議員提案第1号

○川又照雄議長 次、日程第3、議員提案第1号常陸太田市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） 議長のお許しをいただきましたので、議員提案第1号について、お手元に配付してございます文書の朗読をもって、ご案内申し上げます。

議員提案第1号常陸太田市議会会議規則の一部改正について。

常陸太田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

令和3年6月28日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、深谷渉。賛成者、同じく深谷秀峰、同じく高木将、同じく後藤守、同じく成井小太郎、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉。

提案理由でございますが、市議会への参画を促進する環境整備及び押印の見直しを図るため、本規則の一部改正を行うものでございます。

2枚目をお開き願います。

常陸太田市議会会議規則の一部を改正する規則。

常陸太田市議会会議規則の一部を次のように改正する。

3枚目をお開き願います。

新旧対照表により、改正内容をご説明いたします。

第2条でございますが、会議への欠席届で、第1項は、欠席の事由について、これまで「事故」と総称してきましたが、法令上の事故概念と一般社会における事故概念に隔たりがあり、「事故」という言葉の使用に違和感があることや、女性をはじめ、多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要件の解消に資するため、公務、疾病、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由を明文化するものでございます。

第2項は、出産のための欠席期間について、母体の健康維持、回復に必要な期間として配慮する必要があるため、医学的な知見を踏まえ、産前6週、産後8週を欠席期間の範囲内として設けたものでございます。

次に、第91条第1項、2項でございますが、こちらは委員会への欠席届で、先ほどの第2条第1項、第2項と同様の理由により改正するものでございます。

次に、最下段の第139条第1項は、請願書への押印関係についてでございます。デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、議会運営に当たり、押印を求めなくても特段支障がない事項について、これを廃止するものでございます。

しかし、身体的理由により署名が困難な請願者が自ら署名ができない等のことも想定されるため、単に押印を廃止するものではなく、選択肢として記名押印を残しての改正となっております。

次、4枚目でございますが、これに併せて、請願者が法人の場合についても、規定の整備を行うため、第2項として新たに加えるものでございます。

第3項は、第2項を追加したことに伴いまして、「前2項の請願を」と改め、第5項については、標準市議会会議規則に合わせて追加するものでございます。

2枚お戻し願います。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行する。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提案第1号については、

会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第1号常陸太田市議会会議規則の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号については、原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま、議員提案第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第2号

○川又照雄議長 議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○川又照雄議長 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。17番高木将議員。

〔17番 高木将議員 登壇〕

○17番（高木将議員） 議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第2号について、文書の朗読をもってご提案を申し上げます。

議員提案第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について。

上記について、別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。

令和3年6月28日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、高木将。賛成者、同じく諏訪一則、同じく宇野隆子、同じく川又照雄、同じく深谷秀峰、同じく小室信隆。

提案理由。国に対し、安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るため、提案するものであります。

次のページに参ります。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響をあげました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、僅か20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染との戦いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会の実現のために、国においては下記の事項を実現されるよう、「地方自治法」第99条の規定により意見書を提出します。

記

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

令和3年6月28日。常陸太田市議会。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総理大臣宛てとなります。

以上、ご提案を申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

〔「総理大臣、総理ではなく」と呼ぶ者あり〕

○17番（高木将議員） すみません。大変失礼いたしました。提出先を再度読み上げさせていただきます。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛てとなります。

以上、ご提案を申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提案第2号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、原案可決することに決しました。

○川又照雄議長 以上をもって今期定例会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 令和3年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会では、条例の制定をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算など15件につきまして、ご審議をいただきました。全ての案件につきまして、原案のとおり承認、可決を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様のご慎重で熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。審議の過程でいただきましたご意見やご要望につきましては、その趣旨に十分配慮し、適切な執行に努めてまいります。

市長として初の議会となりましたが、改めて、事業を進める上におきましては、市民の皆様への説明責任を果たし、誠心誠意、市政運営に傾注してまいりたいと決意を新たにしております。

さて、64歳以下のコロナワクチン接種につきましては、今週末、基礎疾患のある方から順次接種券の発送を開始いたします。これまでの課題や問題点等を整理し、市民の皆様には、予約方法や接種方法などにつきまして、迅速かつ丁寧に情報の提供を行いながら進めてまいります。なお、65歳以上の一般の高齢者の1回目の接種率につきましては、昨日現在で50.6%となっております。

また今般、市議会から新型コロナウイルスワクチン接種に関する要望書が提出されました。要望内容を考慮し、適宜適切に必要な措置を講じてまいりますので、議員の皆様には引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨の季節の折、議員の皆様にはご自愛をいただき、ご健勝にてご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、市政の発展と円滑な運営のため、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○川又照雄議長 今期定例会は、6月14日から本日まで15日間、議員各位には、本会議、委員会を通し、慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、令和3年第2回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員